

新型コロナウイルス感染症・公費負担（入院医療） Q&A

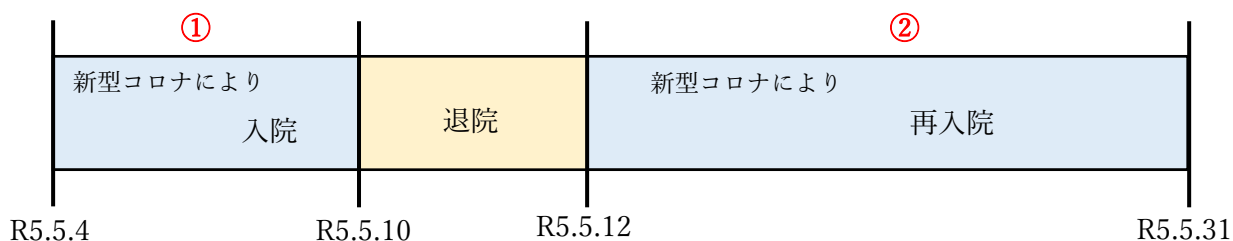
| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 生活保護単独の被保護者については外来、入院の公費支援の対象となるのか。 | <p>生活保護単独の被保護者については、外来、入院時ともに新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費について、全額（10割）を公費支援の対象とします。</p> <p>公的医療保険に加入しておらず高額療養費制度の対象でないことから、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする措置については対象となりません。</p> <p>この場合における診療報酬明細書の記載については、新型コロナウイルス感染症に係る入院診療を算定する場合であっても、一部補助の公費負担者番号（28400703）を記載しないこととします。</p> |
| 2 | 過去12か月以内に既に高額療養費（特定疾病給付対象療養に係る高額療養費を除く。）が支給されている月数が3月以上ある場合であって、新型コロナウイルス感染症に係る公費併用診療（新型コロナウイルス感染症治療薬の全額を補助する公費又は入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費が併用されるものをいう。以下同じ。）で、高額療養費が支給される場合は多数回該当となるか。 | 多数回該当となります。 |
| 3 | 過去12か月以内に既に特定疾病給付対象療養に係る高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合であって、新型コロナウイルス感染症に係る公費併用診療で、高額療養費が支給される場合は多数回該当となるか。 | 特定疾病給付対象療養に係る多数回該当となりません。 |

4 5月1日から5月7日までに入院する場合において、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症の治療のために再入院した場合の保険請求（レセプト請求）はどのようなになるか。

令和5年5月1日から令和5年5月7日までに入院する方については、令和5年5月31日までの間は、従来どおり、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の全額を公費により支援することとなります。したがって、5月8日以降に**再入院**した場合についても、公費併用としてください。

なお、令和5年6月1日以降は、当該患者の入院日にかかわらず、入院診療については一部補助・治療薬については全額補助となります（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/coronataisaku/health/nyuinkohifutan.html#case3>）。

【例】



①、②いずれの期間についても全額公費負担します。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/coronataisaku/health/nyuinkohifutan.html#case2>